

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-01	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	地域環境整備対策（荒川ルール）		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名		松崎
			担当者名	永澤	内線		2816
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-04-01	地域環境整備対策費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	通称「荒川ルール条例」		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	12-01	総合的な市街地整備の推進				
目的	区内で大規模マンション（延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超）が建設される場合において、その建設計画を早期に地域関係者に周知するとともに、地域関係者と事業者とが協議を行うための必要な手続きを定めることにより、地域における生活環境の保全と建築紛争を未然に防止することを目的としている。						
対象者等	・大規模マンション（延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超）の建築主						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」（荒川ルール条例）を平成18年12月15日に制定し、実施している。</li> <li>・大規模マンション計画の初期段階において開発事業者側の構想が周辺住民に伝わるミニアクセス的な住民参加型まちづくりの仕組みとして、地域住民と事業者とが協議を行うために必要な手続きを定めている。</li> <li>・条例手続きの流れは以下のようなものである。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">事業者が区へ計画書を提出　事業者による地域住民への計画説明会の実施　地域住民による地域関係者会の設立　地域関係者会より区へ「意見書」の提出　「意見書」を踏まえ、区と事業者で協議　事業者が区へ「回答書」を提出　区は地域関係者会に協議結果の報告と「回答書」の送付　地域関係者会と事業者との協議の継続　回答書の内容等で合意した事項について「協定書」の締結　区は地域関係者会と事業者に終了通知の送付</p>						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成10年、荒川区荒川1丁目39番に31階建て超高層マンションの建設が計画され、周辺住民は「高さ制限条例の制定」を求める直接請求を平成11年3月に区議会に提出した。直接請求は否決されたが、この問題を契機として、区は、「荒川区マンション建設の伴う地域環境の配慮に関する要綱」（荒川ルール要綱）を平成11年11月1日に制定した。</li> <li>・上記要綱の対象を拡大し、内容を充実させるため、区は、平成18年12月15日、「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」を制定、同日施行した。</li> <li>・平成19年5月31日、荒川ルール要綱を廃止する。</li> </ul>						
必要性	大規模マンションの建設における建築紛争を未然に防止するとともに、良質なマンションの供給及び地域環境の保全と向上のため、その必要性は大きい。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		3,914	3,906	715	567	488	424
決算額（26年度は見込み）		3,145	3,123	280	209	273	233	426
人件費等		3,388	2,443	4,884	3,631	5,214	7,305	
減価償却費				2,615	2,177	2,904	4,732	
【事務分担量】（%）		90	70	90	70	90	140	
合計（+ +）		6,533	5,566	7,779	6,017	8,391	12,270	426
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		6,533	5,566	7,779	6,017	8,391	12,270	426
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	届出件数	4	4	6	3	5	5	4
	事業者による説明会回数	4	4	6	3	5	5	4
	地域関係者会議の回数	19	23	36	16	40	40	30
	アドバイザー派遣回数	3	2	4	3	5	4	4

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	アドバイザー報酬	264	報酬	アドバイザー報酬	223	報酬	アドバイザー報酬	386
旅費	アドバイザー旅費	7	旅費	アドバイザー旅費	6	旅費	アドバイザー旅費	20
食糧費	連絡調整会議用賄い	1	使用料等	地域関係者会議会場使用料	3	使用料等	地域関係者会議会場使用料	19
使用料	会場使用料	1	食糧費	連絡調整会議賄い	1	食糧費	連絡調整会議賄い	1

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	建築紛争未然予防割合（％）	100	100	100	100	100	紛争未然予防件数 / 届出件数 26年度は見込み
	事業者による地域要望取入割合（％）	75	75	75	80	80	要望取入項目数 / 要望項目数 26年度は見込み

問題点・課題 （指標分析）	<p>既存建築物の解体がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>解体による騒音、振動が激しいため、地域住民の苦情が多く、荒川ルールによる紛争解決とともに、解体工事による調整に多くの時間が必要となることがある。そのため、事業者に対し、地域住民への丁寧な対応と工事説明をお願いをしている。</li> </ul>
	<p>（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の建築物の解体が伴う計画において、解体工事説明会の実施を事業者に要望していく。</li> <li>関係各課との連携・協議を積極的に進め、適切な対応に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係各課との調整のもと、解体工事に係る要綱や条例等の見直しを、具体的に展開する。</li> </ul>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	大規模マンションの建設における事業者と近隣住民との建築紛争を、未然に防止するためには、欠かせない制度である。

議会議事録 （要旨）	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16二定 「荒川ルール」における区の立場について</li> <li>平成17三定 「荒川ルール」における区の対応について</li> </ul>
---------------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-02	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	開発許可制度		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎	
			担当者名	杉山	内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）							
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	43 年度	根拠法令等	都市計画法			
終期設定	有 無	年度					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	12-01	総合的な市街地整備の推進				
目的	一定規模以上の土地での区画形質の変更（道路の新設及び廃止、1mを超える切土又は盛土）に対し、公共施設（道路・公園等）の設置を義務づけることにより、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街地を図るとともに、安全で良好な宅地環境の整備を図る。						
対象者等	主として建築物の建築又は特定工作物の建設を行うために、500㎡以上の土地での区画形質の変更を行う事業者						
内容	以下の技術基準に適合しているかどうか審査 ・ 予定建築物が用途地域等に適合していること ・ 接続先の道路、開発区域内の道路・公園等が基準に適合していること ・ 給排水施設が基準に適合していること ・ 申請者に必要な資力及び信用があること ・ 工事施行者に必要な能力があること ・ 開発区域及びその周辺の所有者等の同意を得ていること  住環境条例、指導要綱等の内容を併せて指導						
経過	昭和43年6月15日 都市計画法公布 平成12年4月1日 地方分権に伴い、都の事務処理特例条例により委任となる 平成18年5月31日 都市計画法改正により、国及び都道府県等が行う開発行為も一部許可の対象となる						
必要性	都市計画法に基づく事務のため、必要不可欠						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額						-	-	
決算額（26年度は見込み）						-	-	
人件費等	5,506	6,922	7,412	4,356	3,020	1,953		
減価償却費			2,469	2,022	1,614	1,014		
【事務分担量】（%）	65	85	85	65	50	30		
合計（+ +）	5,506	6,922	9,881	6,378	4,634	2,967	0	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	5,506	6,922	9,881	6,378	4,634	2,967	0	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	許可件数（基準：許可日）	1	4	5	6	2	0	3
	開発登録簿写しの交付（部数）	24	33	38	37	50	23	40

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	許可までの日数(審査期間) (日)	17	28	-	14	10	審査期間の平均日数 (標準処理期間65日)
	審査請求件数	0	0	0	0	0	審査請求を受けないよう、 厳正な審査を行う。

（問題点・課題 分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、申請件数が少ない一方、相談件数は増加傾向にあり、事務処理能力の向上を図るため、マニュアルを作成する必要がある</li> <li>・許可の審査にあたっては、区として統一的な見解をもって指導する必要がある</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
事務処理マニュアルの作成	許可審査基準の見直し

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法律に基づく事務であり、秩序あるまちづくりを進めていくためには必要である。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-03	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	都市計画審議会運営		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎	
			担当者名	永澤	内線	2816	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	都市計画審議会費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	47年度	根拠法令等	都市計画法		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	12-01	総合的な市街地整備の推進				
目的	都市計画法による権限に属する事項と、区長が諮問する都市計画に関する事項について、調査、審議・答申すること及び都市計画に関する事項について、必要に応じて建議することで区長が行なう都市計画決定を補完する。						
対象者等	荒川区全域						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議内容 東京都決定、区決定の都市計画等について調査、審議、答申または建議する。</li> <li>・ 構成員 学識経験者7人、区議会議員5人、関係行政機関の職員3人（東京都、警察、消防）、区民5人 計20人</li> </ul>						
経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成12年4月1日、地方分権の推進に係る都市計画法の改正に伴い、法律に基づく都市計画審議会となったことにより、条例及び規則を改正した。</li> <li>・ 平成12年度から運営要綱及び取扱要領を整備して会議を公開した。</li> </ul>						
必要性	区の都市計画決定等に際し法的に必要である。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	1,101	1,175	1,161	1,134	1,108	1,096	830	
決算額（26年度は見込み）	868	489	241	437	476	415	830	
人件費等	1,881	814	1,151	1,966	1,923	1,953		
減価償却費			581	933	968	1,014		
【事務分担当】（%）	50	20	20	30	30	30		
合計（+ +）	2,749	1,303	1,973	3,336	3,367	3,382	830	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	2,749	1,303	1,973	3,336	3,367	3,382	830	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
開催回数	4	2	1	2	2	2	3	
委員平均参加率	82	97	99	83	95	82	95	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	審議会委員報酬	380	報酬	審議会委員報酬	347	報酬	審議会委員報酬	692
特別旅費	審議会委員旅費	7	役務費	議事録作成料	46	役務費	議事録作成料	79
食糧費	会議用賄い費	8	需用費	審議会賄い	8	旅費	審議会委員旅費	31
役務費	会議録速記委託料	81	使用料等	審議会会場使用料	8	使用料等	審議会会場使用料	14
使用料	開催会場使用料	0	旅費	審議会委員旅費	6	需用費	審議会賄い	14

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	審議会開催件数	2	2	2	3		必要に応じて開催 26年度は見込み
	案件審議件数	2	2	2	3		必要に応じて開催 26年度は見込み

（問題点・課題 分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの課題であった、案件が専門的な内容が多いため、区民委員の発言が少ないことについては、審議会の前に実施している区民委員の事前勉強会を適切に行ってきたことにより、かなりの改善を得てきた。この点については、今後とも、課題であるとの認識を持って取り組んでいく。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>公募による区民委員の選任を実施する。25年度は2人の公募区民を選任したが、今年度は3人に増やし更なる審議の活性化を図っていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>任期は2年であるため26年度と同様である。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、区民委員の事前勉強会を開催していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、区民委員の事前勉強会を開催し、審議内容の充実を図る。</li> </ul>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	都市計画の決定に当たっては、区民や専門家等の意見を反映していくことが重要である。

議 会 質 問 状 （ 要 旨 ）	
---	--



予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	都市復興マニュアルの見直し（％）	-	-	50	70	100	検討:50%、時点修正:70%、改訂:100%
	都市復興模擬訓練への参加者数	0	1	1	1	2	参加人数
	被災宅地危険度判定土養成講習会への参加者数	15	17	12	10	10	参加人数

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市復興マニュアルの策定から10年以上経過し、その間に制定された新たな法律やマニュアル等の知見を反映させるための改訂が必要である。</li> <li>都市復興模擬訓練への参加者を増やしたいが訓練日が7日間ほどあるため、一度に参加させることが出来る人数に限界がある。</li> </ul>
	（実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区） 都市復興マニュアル策定区 千代田区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
都市復興マニュアルについて、直ぐに改訂すべき部分、じっくり検討すべき部分などに分け、修正可能な部分から時点修正を行う。	前年度から持ち越した課題について、じっくり検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	災害時における復興計画に迅速に対応するためにも必要である。

（議会要旨）	H13年二定：「震災復興条例の制定について」
--------	------------------------



予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	システム管理	1,250	委託料	システム管理委託	1,302	委託料	システム管理委託	1,264
	土地利用現況調査データ作成	5,775						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	都市計画図アクセス状況（数）	8720	10651	11690	12000	15000	年単位（年度単位ではない）

（問題点・課題分析）	都市計画法に基づく土地利用現況調査結果を整備した都市計画情報システムをベースとして、まちづくり情報・道路・公園のデータ等を付加することで、総合的な情報システムに発展させていくなどの有効活用が必要である
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	統合型GISとの一元化をめざす	統合型GISとの一元化により、全庁的な有効活用が可能になる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用現況の定期的な実施により、まちの経年変化や各種まちづくり事業の進捗状況を把握することができる。</li> <li>新たなまちづくり施策立案の基礎資料として活用できる。</li> </ul>

議（要旨）	
会	
質	
問	
状	

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-06	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	荒川区市街地整備指導要綱		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎	
			担当者名	杉山	内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）							
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	52 年度	根拠法令等	荒川区市街地整備指導要綱			
終期設定	有 無	年度					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	12-01	総合的な市街地整備の推進				
目的	一定規模以上の建築物の建設、周辺の市街地環境に影響を与える施設設備等に対して、荒川区のまちづくり施策との整合性を図るため必要な事項を定め、区内における市街地の秩序ある整備を促進するとともに、生活環境の向上と公共公益施設等との調和を図る						
対象者等	都市計画法第29条に基づく開発行為、延べ面積1,000㎡以上の建築物、墓地又は納骨堂の設置、ペット火葬施設等の設置、移動火葬施設の使用						
内容	<p>事業計画の段階で、以下の事項について指導・協議する。</p> <p>近隣関係住民への説明、町会等との協議、景観への配慮、電波障害対策、計画規模に応じた道路及び緑地等・外壁の後退、生活環境対策（ごみ置場及びリサイクル物品保管場所の設置、防犯灯の設置）</p> <p>事業計画に応じた駐車施設（来客、荷捌き、その他）及び駐輪施設の設置、防災対策（防火水槽設置、雨水対策）、高齢者及び障がい者の配慮、省エネルギー対策等地球環境への配慮</p> <p>土壌汚染対策、埋蔵文化財保護</p> <p>協議で合意に達した場合、合意事項に基づく協定を締結する。</p> <p>工事完了時に現地に赴き、協定の履行確認を行うとともに、適正な維持管理を担保する。</p>						
経過	昭和52年11月制定（荒川区開発指導要綱）、昭和58年4月改正（名称：東京都荒川区市街地整備指導要綱）平成9年9月現要綱制定 以後12回改正、最終改正平成26年2月平成19年9月改正（集合住宅を条例化）、平成25年3月（戸建住宅等を条例化）						
必要性	既存市街地における民間開発諸事業の秩序ある整備を促進し、住環境の維持・向上を図るため、必要である						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指導内容が多岐の分野に渡るため、事業者は「事前申出書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課を窓口とし指導を行っている						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額						-	-	
決算額（26年度は見込み）						-	-	
人件費等	5,506	5,701	6,976	3,782	5,356	5,316		
減価償却費			2,324	2,022	2,743	3,042		
【事務分担量】（%）	65	70	80	65	85	90		
合計（+ +）	5,506	5,701	9,300	5,804	8,099	8,358	0	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	5,506	5,701	9,300	5,804	8,099	8,358	0	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
事前申出書提出(件)	7	11	12	12	13	16	10	
協定書締結(件)	7	5	4	8	0	6	10	
協定履行確認(件)	24	3	4	4	5	1	5	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	協定締結率（％）	42	0	31	100	100	協定締結/提出(適用除外除く)

（問題点・課題分析）	「墓地又は納骨堂の設置」「ペットの火葬施設、埋葬施設又は納骨施設の設置」「移動火葬施設の使用」については近年事例はないが、近隣トラブルに発展する可能性が高いものであり、難しい指導となることが想定されるため、他事例等の研究により、予め指導方針を定めておく必要がある
他区の実況	（実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区） 未実施地区：8区（新宿・目黒・渋谷・中野・豊島・練馬・足立・江戸川） まちづくり条例策定：2区（大田・練馬）

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	努力義務ではあるが、社会状況等に則した指導により協定締結率100%をめざす	努力義務ではあるが、社会状況等に則した指導により協定締結率100%をめざす

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	区の街づくり方針に合わせた開発誘導が必要である

議（要旨）	平成19年第2回定例会：集合住宅条例制定（要綱から集合住宅を条例化） 平成25年第1回定例会：住環境条例として制定（要綱から戸建住宅等を条例化）
-------	---

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-07	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	魅力ある都市景観づくり		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎	
			担当者名	永澤	内線	2816	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-10-01	魅力ある都市景観づくり事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	24年度	根拠法令等	景観法・都景観条例・区景観条例		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	12-01	総合的な市街地整備の推進				
目的	荒川区景観条例及び景観計画の着実な運用により、区の特徴を生かした景観まちづくりの推進を図る。						
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定規模以上の建築物の新築、増築、改築等を行う建築主</li> <li>宅地開発を行う事業主等</li> </ul>						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒川区景観条例、景観計画 景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等のほか、区民と進める景観まちづくり等について必要な事項を定めることにより、区民等、事業者及び区が協働して、地域特性を生かした良好で個性あふれる景観形成の実現を図ることを目的としている。</li> <li>荒川区景観審議会 区長の附属機関として、良好な景観の形成に関する事項について、調査・審議を行う。</li> <li>景観まちづくり推進委員会 公募区民で構成する委員会で、景観まちづくりの施策を広く区民等に普及・展開する。</li> </ul>						
経過	<p>平成16年6月 平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>景観法の公布（17年6月全面施行）。</li> <li>17年6月景観法の全面施行に伴い、19年4月、東京都が景観法に基づく景観計画の策定、条例の改正をした。各区においても景観行政団体への移行を視野に入れた景観計画策定の取組が進む。</li> </ul> <p>平成20年度 平成21-22年度 平成23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区内の景観の状況や景観資源の把握をするための景観基礎調査を実施。</li> <li>景観法を踏まえた区の景観計画(案)、景観条例(案)を作成。</li> <li>区は、東京都の同意を得て、5月1日付けで「景観行政団体」となり、24年3月1日に景観計画と景観条例の施行をした。</li> </ul> <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>条例に基づく事前協議制度、景観法に基づく届出制度を実施</li> <li>その際、景観アドバイザー制度を活用し、適切な指導、誘導を実施</li> </ul>						
必要性	良好な景観は、魅力と個性ある荒川区の形成と、潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠である。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		6,034	7,010	5,714	6,550	3,584	3,910
決算額（26年度は見込み）		4,938	6,711	5,545	4,728	1,946	2,484	3,425
人件費等		5,204	4,886	7,220	14,066	12,094	10,270	
減価償却費				3,196	6,220	5,809	4,394	
【事務分担量】（%）		95	110	110	200	180	130	
合計（+ +）		10,142	11,597	15,961	25,014	19,849	17,148	3,425
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		10,142	11,597	15,961	25,014	19,849	17,148	3,425
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	事前協議書提出件数	-	-	-	1	51	129	120
	届出書提出件数	-	-	-	4	48	100	80
	アドバイザー派遣件数	-	-	-	8	41	47	50
	屋外広告物相談件数	-	-	-	4	27	21	20

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	ホスター製作委託	0	報酬	アドバイザー報酬等	1,775	報酬	アドバイザー報酬等	2,645
報償費	講師謝礼	0	印刷製本費	景観ニュース等	621	印刷製本費	景観ニュース等	335
報酬	景観審議会委員報酬	104	役務費	審議会議事録作成料	46	役務費	審議会議事録作成料	150
報酬	景観アドバイザー報酬	1,583	旅費	アドバイザー旅費等	33	旅費	アドバイザー旅費等	134
旅費	景観審・アドバイザー旅費	33	食糧費	審議会賄い等	8	報償費	シンポジウム謝礼	78
需用費	印刷製本費	167				使用料等	審議会会場使用料等	61
需用費	景観審・アドバイザー推進委員会賄	13				食糧費	審議会賄い等	22

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	景観アドバイザーの指摘に対する民間事業者の対応率（％）	-	80	80	80	80	・対応率＝対応案件数/指摘案件数
	景観アドバイザーの指摘に対する公共事業者の対応率（％）	-	100	95	100	100	・対応率＝対応案件数/指摘案件数
	景観施策実現数（景観まちづくり団体・まちなみ協定等）	-	0	0	0	1	・景観施策実現数＝景観計画内の区民と進める景観施策

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画で示している景観施策を着実に進めるためには、区民等と協働していくことが課題の一つである。</li> <li>そのため、24年に公募区民等で構成する「景観まちづくり推進委員会」を設置し、景観ニュースの発行や景観施策の実施に向け検討を進めているところである。今後は、どう具体的に実施していくかが課題である。</li> <li>・また、地域の魅力ある景観まちづくりを進めるためには、地域住民を中心とした景観まちづくりに関する活動団体を増やしていくことが課題である。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区） 景観法に基づく景観行政団体として景観計画、景観条例の制定区：16区 （世田谷区、新宿区、江東区、足立区、杉並区、墨田区、港区、目黒区、品川区、江戸川区、板橋区、練馬区、台東区、渋谷区、大田区、文京区）

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画で示してある、風景資産の登録や、景観まちなみ協定等の景観施策を具体的に展開するため、景観まちづくり推進委員会で検討を充実させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風景資産の具体的な実施に向けた取り組みを展開する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観施策の中に、景観まちづくり団体制度があり、登録に向けた具体的な検討を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観施策の具体的な実施に向けた取り組みを展開する。</li> </ul>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	生活環境の質の向上が求められている中、景観まちづくりは重要である。

（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・14年一定 「南千住東地域の景観形成について」</li> <li>・16年三定 「街の景観や賑わいに配慮した高架下（京成線・藍染川沿道）利用について」</li> <li>・17年四定 「景観条例の制定について」「富士見坂の眺望を風景遺産について」</li> <li>・21年二定 「地域の活性化に寄与する景観について」</li> <li>・23年四定 「景観条例の制定について」</li> </ul>
------	--



予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	まちづくり計画策定進捗率（％）	100	100	100	100	100	策定済：100%
	まちづくり協議会の活動状況	-	-	-	-	-	
	住民アンケート回収率	-	-	-	-	-	

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路の見直しに向けた動向が明確にならず、今後の街づくりの方向性が決定できないことから、地域住民との協働の道筋が滞っている。</li> <li>・地区内で面積的に大きな比率を占める大規模敷地所有者や寺社の意向が確認できていない。</li> <li>・既存道路を6mへ拡幅することに対し沿道住民の合意取得が困難なため、地区計画に主要生活道路を位置づけることが難しく、地区計画が成り立たない。（まちづくり計画では、6m道路の必要性に触れている）</li> </ul>
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
道路拡幅の弊害要因を詳細に検討し、主要生活道路への位置付け可能路線を検討する。	開発事業者等に、まちづくり計画を提示し道路拡幅への理解を求め、将来に向けたまちづくりへの協力をお願いする。
東京都の都市計画道路の見直しに向けた動向を把握し、今後の進め方を検討する。	まちづくり協議会の再開を目指す。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	住民の手による保全型のまちづくりを進める。

議会議況（要旨）	H17四定：「補助92号線の見直しに関して」
----------	------------------------



予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	市街地整備プログラム策定進捗率（％）	100	100	100	100	100	策定完了：100%

問題点・課題 (指標分析)	・東京都が定める都市計画区域マスタープランの改定が今年度予定されており、今後内容の整合を図っていく必要がある。
	他区の実況 (実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区) 改定を行った区 新宿区(H19)、世田谷区(H17)、杉並区(H14)、豊島区(H16)、足立区(H18)、墨田区(H20)、中野区(H21)、北区(H22)、板橋区(H23)、江東区(H23)、港区(H19)、文京区(H23)、大田区(H23)、品川区(H25)、葛飾区(H23)

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	市街地整備プログラムに掲げる事業の進行管理を継続する。	市街地整備プログラムに掲げる事業の進行管理を継続するとともに、改定に向けた検討を行う。
	マスタープランの改定に向け、大まかなスケジュールを立てる。	資料収集など改定作業に向けた下準備を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	「幸福実感都市 あらかわ」の実現に向けて、街づくり事業全般の進行管理等を行う。

議 会 要 質 問 状 況	H23年四定：「魅力ある尾久地域の整備について」 H23年一一定：「荒川区の今後のまちづくりについて」 「南千住地域における今後のまちづくり」 H22年三定：「町屋地域全体のまちづくりについて」 「町屋駅周辺に下町の風情を生かしたまちづくりについて」
---------------------------------	---



予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
	まちづくりに関する活動組織	4	4	4	4	5	組織数

（問題点・課題分析）	・各街づくり事業を推進するために立ち上げた組織に参加してくれた住民が、このことをきっかけに、自立したまちづくり組織に興味を示す仕組みを検討する必要がある。
	（実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区） まちづくり条例制定区：中央区、港区、墨田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、大田区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	区のコンサルタント派遣制度などの利用実態や利用のきっかけなどを把握する。	引き続き実態の把握を行うとともに、仕組み作りに向けた検討を行う。
	不燃化特区のエリア内で新たな協議会を立ち上げ、地区計画策定に向けた支援を行う。（防災街づくり推進課）	引き続き、地区計画策定に向け協議会の支援を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	推進	時代の要請である住民主体のまちづくりを実践していくための事業である。

議 会 （要 質 問 状）	H20年三定：「総合的なまちづくり条例制定について」
	H20年一定：「都市再生整備計画などを活用したまちづくり」
	H19年二定：「都市計画制度の活用に関して」
	「生活環境と地域コミュニティを守る荒川区まちづくり条例の制定について」
	H14年二定：「区民参加のまちづくりに関して」

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-01-14	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例（住環境条例）		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松崎	
			担当者名	杉山	内線	2812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）							
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	19年度	根拠	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例及び施行規則		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	12-01	総合的な市街地整備の推進				
目的	住宅等の建築に係る住環境の整備についての基本的なルールを定め、住宅等の居住者にとって快適な居住環境を確保し、かつ、周辺における生活環境の維持向上を図るとともに、住宅等の居住者と周辺住民とにより良好な近隣関係と豊かな地域社会の形成を図る						
対象者等	15戸以上の共同住宅及び寄宿舍の建築、6区画以上の一戸建ての住宅及び長屋の建築、土地350㎡以上の区画形質の変更（道路の新設等）を伴う一戸建ての住宅の建築、敷地350㎡以上の長屋の建築						
内容	建築計画の段階で、以下の事項について指導 近隣関係住民への周知、電波障害対策、町会等の加入又は自治会設立 土地区画面積（敷地面積60㎡以上）、専有面積（25㎡以上、30戸以上は総戸数の半数を50㎡以上）、 駐車施設の設置（商業系用途地域：戸数の10%以上、左記以外：戸数の10%以上、停留空地：1台）、 防災対策（防火水槽設置、中間階備蓄倉庫設置、雨水対策）、 管理人室の設置、管理の基準、集会室の設置、 計画規模に応じた道路等の整備及び壁面の後退、景観への配慮、 土壌汚染対策、埋蔵文化財保護、高齢者及び障がい者の配慮、省エネルギー対策等地球環境への配慮 緑地・駐輪場・廃棄物の各条例が対象となるが、届出等は関係各課で対応 工事完了時に現地に赴き、条例の履行確認を行うとともに、適正な管理への誘導 条例内容を遵守しない建築主に対し、勧告・公表が可能						
経過	平成19年9月27日制定（要綱から集合住宅を条例化）、平成20年3月21日改正（建築主の義務強化）、平成22年11月16日規則改正（規模に応じ中間階備蓄倉庫設置）、平成25年3月21日改正（要綱から戸建住宅等を条例化）						
必要性	既成市街地における民間開発諸事業の秩序化及び住環境の維持・向上を図るため、必要である						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指導内容が多岐の分野に渡るため、建築主は「建築計画書」提出前に関係各課と協議を行うこととし、提出後は当課を窓口とし指導を行っている						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額						-	-	
決算額（26年度は見込み）						-	-	
人件費等	10,588	8,144	8,720	5,325	5,627	6,979		
減価償却費			2,905	2,799	3,066	3,718		
【事務分担当】（%）	125	100	100	90	95	110		
合計（+ +）	10,588	8,144	11,625	8,124	8,693	10,697	0	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	10,588	8,144	11,625	8,124	8,693	10,697	0	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
建築計画書提出(件)	19	12	25	27	33	38	35	
工事完了確認通知書交付(件)	9	15	10	25	24	18	25	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
	計画時の条例適合率（％）	100	100	100	100	100	適合/届出
	完了時の条例適合率（％）	92	96	82	100	100	完了確認通知/完了届出

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、狭小敷地において、30戸未満のワンルームのみで構成される共同住宅等が増加傾向にあり、居住環境の悪化、近隣トラブルの発生等が懸念されている</li> <li>・努力規定となっている部分については、その内容が形骸化しないよう条例の主旨を鑑み、適正な基準をもって指導を行う必要がある</li> </ul>
	他区の実況 （実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区） 条例：14区、要綱：6区（千代田・中央・品川・大田・杉並・葛飾）、基準：2区（練馬・足立） まちづくり条例策定：2区（大田・練馬）

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
家族向け住宅附置義務の見直しを行う	社会状況等に則した指導を行う
関係各課との連携や事務の工夫により、各種子育て支援施設等の設置、町会加入誘導の強化、分譲マンションの実態把握等の課題に全庁的に取り組む	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	民間開発諸事業に伴う紛争を未然に防止し、良好な住環境の維持・向上のため、不可欠な事務である。

（要質問状）	平成19年第2回定例会：集合住宅条例制定（要綱から集合住宅を条例化） 平成22年第1回定例会：集合住宅条例（その後に関する問題） 平成25年第1回定例会：住環境条例として制定（要綱から戸建住宅等を条例化） 平成26年第1回定例会：州環境条例（ワンルームのみで構成される集合住宅の諸問題）
--------	--



予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			需用費	図書購入	23	委託料	都市再生地籍調査委託	4,558
						旅費	講習会参加旅費	97
						負担金補助等	全国国土調査協会費	33
						需用費	図書購入	27

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	街区基準点測量（％）	-	-	0	0	1	西日暮里五・六丁目街区
	官民境界先行調査（％）	-	-	0	0	0	27年度以降順次調査

（問題点・課題 指標分析）	地籍調査は、管轄登記所等関係機関との調整や測量、立会、データ整理等に多くの期間を要する。調査作業量を年間10ha実施した場合、荒川区の面積1,020haを調査するのに膨大な期間を要することとなり、多くの弊害が生じる。執行体制を強化して積極的に調査を進めていく必要がある。
	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区） 未実施 渋谷区
他区の実 状況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	現地調査1年目の今年度は、道路形態が他地区よりも明確な区画整理地区である西日暮里五・六丁目付近の基準点測量を実施。	新たに設置した基準点をもとに街区境界調査を行い、住民と道路境界について現地で立会い、承諾された場合は図面作成まで行う。以後、順次、継続的に調査を実施していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	推進	地籍調査を行うことで、公共物管理の適正化や災害時における復旧、復興の迅速化を図ることができるため推進する必要がある。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-06-02	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	建築指導事務		部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	中山	
			担当者名	蓮池	内線	2845	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	建築指導事務費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	41年度	根拠法令等	建築基準法、都市計画法		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	12-01	総合的な市街地整備の推進				
目的	建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令に適合しているかどうかを審査、検査、指導をし、区内における建築物の安全性の確保と良好な住環境の維持保全を図る。						
対象者等	建築物の新築、増築、改築又は移転等を計画する者及び既存建築物の所有者等						
内容	<p>1 建築物の確認審査及び検査 建築物の確認申請が法令に適合しているかどうかを、工事着工前に審査し、確認済証の交付を行う。また、特定工程到達時、工事完了時に建築主事等の検査を行う。</p> <p>2 許可及び認定 建築基準関係法令に基づく許可及び認定、都市計画法53条に基づく許可を行う。</p> <p>3 違反建築物等の取締 建築基準法に基づき良好な住環境を守るため、違反建築物を未然に防止することを目的とした現場パトロール、是正に向けた指導や保安上危険な建築物等に対する措置を行う。</p> <p>4 各種調査及び証明 建築物の着工状況、建築物のうち老朽、増改築等により除却される建築物の状況を把握する建築動態統計調査を行う。また、租税特別措置法に基づく住宅用家屋証明書や道路位置指定証明等の交付を行う。</p>						
経過	<p>昭和25年5月24日 建築基準法の制定（同11月23日施行）</p> <p>平成14年7月12日 建築基準法による形態規制等改正（形態制限の選択肢の拡充、地区計画制度の見直し）</p> <p>平成15年7月25日 法52条8項による住宅系建築物の容積率割増を迅速に行なえる区域指定（同8月1日施行）</p> <p>平成15年8月20日 東京都建築安全条例7条の3による区域指定の告示（383.5ha）</p> <p>平成15年～16年 新たな防火規制（耐火性能の強化）・改正日影規制条例（測定面の変更等）の施行</p> <p>平成19年6月20日 改正建築基準法の施行（建築確認・検査の厳格化、指定機関の業務適正化等）</p> <p>平成20年～24年 地区計画区域内の制限条例（H20:南千住1・荒川1丁目地区）（H22:荒川5.6丁目地区）（H24:荒川2.4.7丁目地区）（H24:町屋2.3.4丁目地区）</p> <p>平成21年2月27日 東京都建築安全条例7条の3による区域指定の告示（1.6ha）（同4月1日施行）</p> <p>平成22年～23年 建築確認手続き等の運用改善に伴う政省令・告示改正</p> <p>平成22年9月1日 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書（荒川区）の策定</p>						
必要性	地方自治体としての基本的な事務である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	10,939	8,876	8,573	6,089	4,677	3,915	3,503	
決算額（26年度は見込み）	3,883	2,997	4,599	3,429	2,561	3,007	3,503	
人件費等	103,966	100,421	110,676	110,518	107,388	109,188		
減価償却費			42,995	46,834	48,889	51,207		
【事務分担量】（%）	1,320	1,436	1,480	1,522	1,515	1,515		
合計（+ +）	107,849	103,418	158,270	160,781	158,838	163,402	3,503	
特定財源								
国								
都	建築指導事務費・建築物等実態調査費	121	121	121	121	121	121	
その他	建築手数料・証明手数料	14,611	10,753	10,655	9,354	9,531	10,378	
一般財源		93,117	92,544	147,494	151,306	149,186	156,243	
							-6,996	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	建築確認申請数（区）	195	141	138	122	118	99	99
	建築確認申請数（民間確認機関）	359	357	481	498	497	557	557
	違反等件数	83	87	61	107	84	61	61
	証明発行件数	1868	2346	2076	2063	2428	2276	2276

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	消耗品購入（図書等）	264	一般需用費	消耗品購入（図書等）	323	一般需用費	消耗品購入（図書等）	339
役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	87	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	78	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	84
委託料	特定建築物定期報告等委託	1,567	委託料	特殊建築物定期報告業務委託等	1,565	委託料	特殊建築物定期報告業務委託等	1,590
	構造計算判定委託	552	委託料	構造計算適合判定業務委託	939	委託料	構造計算適合判定業務委託	1,385
使用料及び賃借料	建築行政共用データベース利用料	91	使用料及び賃借料	建築行政共用データベースシステム利用料	102	使用料及び賃借料	建築行政共用データベースシステム利用料	105

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値（27年度）	
標	完了検査実施率（％）	96.2	95.4	87.2	95	100	検査済証交付件数 / 工事完了件数 25年度は、26年3月31日現在

（問題点・課題分析）	<p>1 平成14年7月に建築基準法の集団規定が改正され、土地の有効高度利用の要請への対応や市街地環境の確保等を勘案しつつ、容積率制限、日影制限等の見直しを実施。平成20年から地域特性に応じて用途制限等を強化できる地区計画制度を活用し、良好な都市環境の形成に資する取組みを推進してきた。今後も、多種多様な課題に的確に対応できるよう、建築物の制限について継続的に調査・研究していく必要がある。</p> <p>2 違法貸しルームへの対応、診療所、ホテル、介護施設等の火災対応、建築士詐称問題、違法設置エレベーター事故対応、防火設備認定品の機能不良や不適合品対応、大規模空間を持つ建築物の吊り天井の脱落問題、指定確認検査機関における不適正事例などが多数発生している状況で、迅速かつ的確な処理が課題となっている。</p>
	<p>他区の実況</p> <p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
建築基準関係法令等の改正情報について、早期の情報収集に努め、関連部署との連携を図りつつ、調査・研究を行う。	建築基準関係法令等の改正の機会を捉え、調査・研究を継続するとともに、必要に応じて見直しを実施していく。
指定確認検査機関の処理件数の増加に伴い、より一層の業務の適正化が求められ、公正かつ適確な業務実施の確保を目的に、指定確認検査機関処理物件の点検、立入検査等を実施する。	引き続き指定確認検査機関処理物件の点検、立入検査等を実施するとともに、業務の適正化に向けた方策について検討する。
課内研修や個別指導の機会を増やし、指導を充実させることで、職員のより一層の処理能力の向上を図るとともに各係の業務以外の問題と対応について、係の垣根を越えたチーム体制により対応する。	建築物等の事故に対する処理時間の短縮や専門知識の継承の仕方などを研究し、体制整備等について検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	区民の生命、健康、財産の保護を図るためにも建築物の安全性を確保することは重要であり、地方公共団体における基本的な事務である。

議（要旨）	況（質問）
-------	-------